

2023（令和5）年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業
人材育成支援／国内研修
「イラン PGCS 向け発電技術研修」
業務委託先の公募について（その1）

2023年10月25日
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は、人材育成支援（国内研修）の一環として、イラン発電会社協会（以下「PGCS」）およびエネルギー省の幹部・エンジニアを対象に、本邦において我が国の発電に関連する政策や具体的な技術・取り組みを紹介する研修を実施するにあたり、下記要領にて本研修に係る業務の委託先を公募します。

記

1. 研修の概要

- (1) 研修名称：イラン PGCS 向け発電技術研修
- (2) 研修期間：2023年11月27日（月）から12月1日（金）の五日間
- (3) 研修場所：東京およびその近郊（予定）
- (4) 目的：イランは米国の経済制裁の影響下にありつつも、国内総生産(GDP)成長率は2022年度で4%を記録しており、これは石油を中心に卸売、小売、自動車整備、運輸、通信がけん引したものであるが、エネルギーの国内需要増加に対応しきれず、設備の老朽化などから電力不足が問題となっている。
そのため、発電設備の増強、発電効率の改善や保守体制の充実が求められているため、海外からの最新の技術や機器・部品等の調達が必要になるが、イランでは米国の経済制裁の影響によりその道は閉ざされている。
このような背景から、イランで発電事業を担う民間企業の協会 PGCS（Power Generation Companies Syndicate：イランの火力発電容量の約6割を占める設備を有する）の幹部及び会員企業のエンジニアを招聘し、講義や視察を通じて我が国の電力事情、発電所における運営ノウハウおよび環境影響評価、タービンの保全等を紹介することにより、同国の発電分野（新設・改修・補修）において、将来、経済制裁の解除・緩和に伴うイランの経済活動の活発化を見据え、日本企業の技術や製品を活用した将来的なビジネス展開を支援する。
- (5) 人数：13名（予定）

2. 委託業務および応募(見積り)の留意点

- (1) 委託する業務

- ① 我が国の発電に関連する下記の3つのトピックの講義
 - a. 日本の電力事情・カーボンニュートラルへの取組み(Overview of the Japanese Power Sector and Carbon Neutral Strategy)
 - b. 日本の環境規制、EIA 評価 (Japan's Environmental Regulations & Environmental Impact Assessment)
 - c. 蓄電池設備、運用(Energy Storage System for Power Grid)
 - ② 3つのトピックの各英文講義資料(PowerPoint)の作成
 - ③ 実施報告書の作成・提出：各講義のサマリー、主要な Q&A の内容、本委託業務を通じて知り得たイランの発電分野における実情や問題点とその改善案等 (A4 サイズで数枚程度、写真や図表等を含む)。
 - ④ 経費精算書類の作成・提出
- (2) 応募(見積り)の留意点
- ① 講義実施日：2023年11月27日(月)午後、28日(火)午前、12月1日(金)午前(予定)
※双方の都合により変更有り
 - ② 講義時間：2時間/トピック (通訳を含む)
 - ③ 使用言語：講義は日本語または英語を使用 (当センターが逐次通訳手配)

3. 応募要件

- ① 日本法人(登記法人)であること。
- ② 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- ③ 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。
- ④ 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
 - a. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
 - b. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
 - c. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

- d. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

<本業務のための個別要件>

- ① 2018 年度以降に「電力分野」に関する中東向けの調査、技術協力、セミナー（ウェビナーを含む）、ワークショップ等の業務実績を有すること
- ② 過去にイランの電力分野における業務実績を有すること
- ③ 過去に下記トピックについて、調査、技術協力、セミナー（ウェビナーを含む）、ワークショップ等の業務実績を有すること。
 - a. 日本の発電事業概要・カーボンニュートラルへの取組み
 - b. 日本の環境規制、EIA 評価
 - c. 蓄電池設備、運用

4. 応募書類

※下記(1)～(5)の応募書類はいずれも A4 サイズとし、(5)を除いて様式は自由。

- (1) 実施計画書（実施計画書には以下①～②の内容を記載ください。）

- ① 講義の概要
- ② 実施体制
 - 業務総括者を含む業務従事者の氏名、部署名・役職名、役割分担（業務内容）を一覧表で明記してください。
 - 講師の略歴等を記載（添付）し、担当する講義に関して十分な知見や経験を有していることをお示しください。
 - 本件問い合わせ先となる担当者の氏名、部署名、メールアドレス、電話番号を記載ください。

- (2) 事業の概算費用（見積書）

講義用の会場費および備品レンタル費用、通訳費は当センターが手配します。
費用の計上には、各々の積算根拠を明示した明細を添付ください。

- (3) 応募者の概要がわかるもの

会社概要、業務実施における事業者の特筆すべき知見・知識・経験等

- (4) 類似業務の実施実績

- 上記 3. 応募要件<本業務のための個別要件>を満たす実績を提示ください。
（年度、内容、向け先）

- (5) 暴力団排除に関する誓約書

- 「別添 1」に必要事項を記入・押印し、提出ください。

5. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価します。

- 提案内容の充実度および有益性
- 実施体制の妥当性と講師の適性
- 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- 類似業務の実施実績
- コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求めることがあります。

6. 応募書類の提出方法と提出期限

(1) 提出方法：

Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip 等)にて、後述のメールアドレス宛に添付・提出ください。

(2) 提出期限：

2023 年 11 月 6 日 (月) 17 時必着分までとします。

7. 選定結果の通知

2023 年 11 月中旬を目途に当センターのウェブサイト上 (下記 URL) に掲載します。

<https://www.jccme.or.jp/15/15-00.html>

8. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。
- (2) 公募参加資格の無い企業／法人の提出書類等は無効とします。
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 本事業の応募に関し、製作・準備等に係る全ての費用は応募者負担とします。
- (5) 選定結果に関する問い合わせは不可とします。
- (6) 本件手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限ります。

【応募書類提出および問い合わせ先】

一般財団法人中東協力センター 岡崎陽介 (審議役)

Email : okazaki@jccme.or.jp

Tel : 03-3237-6722

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所
社名
氏名

印